

平成 24 年度事業報告書
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

1 公益法人制度改革による、一般財団法人への移行登記

平成 24 年 3 月 21 日付け、内閣総理大臣から移行の認可を受けたので、平成 24 年 4 月 1 日に、財団法人都市文化振興財団を名称変更による解散の登記及び一般財団法人都市文化振興財団設立の登記をした。

2 業務報告

(1) 第 1 回理事会の開催

平成 24 年 5 月 18 日(金)、ホテルルポール麹町において、第 1 回理事会を開催し、下記事項について、審議のうえ、議決した。また、一般財団法人への移行に伴う公益目的財産額の確定と必要書類の提出について及び評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について、報告した。

第 1 号議案 平成 23 年度の事業報告及び決算報告に関する件

第 2 号議案 平成 24 年度第 1 回評議員会の開催に関する件

(2) 第 1 回評議員会の開催

平成 24 年 6 月 18 日(月)、アルカディア市ヶ谷において、第 1 回評議員会を開催し、下記事項について、審議のうえ、議決した。また、一般財団法人への移行に伴う公益目的財産額の確定と必要書類の提出について、報告した。

第 1 号議案 平成 23 年度の事業報告及び決算報告に関する件

第 2 号議案 評議員に対する報酬等の支給の基準に関する件

第 3 号議案 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準に関する件

第 4 号議案 理事の選任に関する件

(3) 第 2 回理事会の開催

平成 24 年 6 月 18 日(月)、アルカディア市ヶ谷において、第 2 回理事会を開催し、下記事項について、審議のうえ、議決した。

第 1 号議案 代表理事及び業務執行理事の互選に関する件

(4) 第 3 回理事会の開催

平成 24 年 7 月 24 日(火)、当財団事務所において、第 3 回理事会を開催し、下記事項について、審議のうえ、議決した。また、公益目的財産額の確定について、内閣総理大臣より、公益目的財産額:453,678,407 円及び公益目的支出計画の実施期間:40 年間とする旨の、平成 24 年 6 月 29 日付通知文書(府益担第 6136 号)を受領したことを報告した。

第 1 号議案 業務執行理事の互選に関する件

(5) 第4回理事会の開催

平成 25 年 3 月 12 日(火)、当財団事務所において、第 4 回理事会を開催し、下記事項について、審議のうえ、議決した。

第 1 号議案 平成 25 年度の事業計画及び予算に関する件

(6) 関係機関への報告

平成 24 年 4 月 17 日付けで、国土交通大臣に、移行登記完了届出書を履行事項全部証明書を添付のうえ、提出した。

平成 24 年 6 月 20 日付けで、内閣総理大臣に、公益目的財産額の確定に係る必要書類を、提出した。

3 事業報告

(1) 景観まちづくり学習助成事業

当財団に設置した「景観まちづくり学習助成審査会」の審査を経て、国土交通省が推進する「景観まちづくり教育」の一環である、「景観まちづくり学習」に取り組む小学校 14 校に対して、その学習教材の購入などに充てるため、各 10 万円、総額 140 万円の助成金を交付した。

また、助成校から提出された完了実績報告書については、当財団のホームページに掲載することにより、広く「景観まちづくり学習」に取り組む学校の参考に供した。

(2) まちづくり関係事業への協力

まちづくり実行委員会、都市景観の日実行委員会及び(社)建設広報協議会が行う活動、行事に協賛した。

(3) 資料の収集・整理

都市文化の振興に関する各分野にわたる資料を収集し、整理した。

以上

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 25 年 5 月

一般財団法人 都市文化振興財団